

高知工業高等専門学校総合学生支援センター規則

制 定 平成27年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校総合学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、キャリア教育支援、学習支援及び学生相談を実施し、学生に対する総合的な支援を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、前条の目的を達成するため、次の室を置く。

- (1) キャリア支援室
- (2) 学習支援室
- (3) 学生相談室

2 前項の組織については、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア支援室に関する事
- (2) 学習支援室に関する事
- (3) 学生相談室に関する事
- (4) キャリア支援室、学習支援室及び学生相談室の業務の有機的な連携に関する事
- (5) その他総合的學生支援に必要な事

(事務)

第5条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。